

新定款（案）修正のお知らせ（2）

日本天文学会理事会

天文月報 2011 年 12 月号の「新定款（案）修正のお知らせ」に述べました 3 点の懸案事項について、以下の案を提示いたします。この修正案について、ご意見、質問、コメントなどございましたら、rijikai@asj.or.jp 宛てにメールをするか、文書で理事会宛てに送付して下さい。宛て先は「〒 181-8588 三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内 日本天文学会 理事会」です。

1. 理事が正会員でなくなったときには自動的に理事でなくなるのか。現案は、本人が理事をやめたければ辞任でき、居座ろうとすれば総会で解任が可能、ということなので、このままでもよいか。

現在の案のままとする

2. 第 7 条、会員の種別については、もっと具体的に「資格」を書く方向でさらに検討をすすめる予定。
第 7 条の第 1 項と第 2 項を以下のように修正する。（3, 4 項は変更なし）

------(修正案)-----
1. 正会員 天文学または関連する分野に携わり、本会の運営に責任をもつ個人
2. 準会員 本会の目的に賛同し、活動に協力する個人

3. 会員全体集会の出席者について、全会員とするか、全正会員とするか、検討が必要。また、会員全体集会の名称についても、さらによい名前はないかどうか検討する。

会員全体集会（仮称）へは、正会員も準会員も出席可能とする
------(修正案)-----

第 54 条 会員全体集会には、すべての会員が参加できる。

名称については検討を継続する。

第 7 条の修正案は、以下のような背景に基づいています。

日本天文学会は個人会員に二つの種別を設けています。種別の名称には変遷がありましたが、伝統的にこの二つの種別は、天文学および関連する学術分野で研究を行っている研究者とそれ以外の人（アマチュア天文家に代表される天文愛好家）に対応するという考えで運用されてきました。しかし、現在の定款の文章を読んでもそのことはよくわからないために、「入会案内」と「入会申込書」に、「正会員への入会は原則として 20 歳以上で、天文学に関して大学卒業程度の専門の学識を有する方、または天文学・天体観測に一定の経験のある方を対象としています。」とするガイドラインを書くことで運用してきました。

今回の定款改定案第 5 条の「事業」に、項 4（公開講演会等、広報普及活動）と項 6（天文教育の支援）が新たに加わったことにも見られるように、天文学の発展に伴って、広報普及や教育など新たな分野も学会活動のなかで重要な位置を占めるようになりました。このため、天体観測に限らず天文学に関連するこれらの分野に携わる方にも正会員の門戸を広げるために第 7 条の修正案を提示するものです。この修正案は、現在提示している案を含むいくつかの案に関する評議員会の意見分布を踏まえて理事会が提案するものです。